令和３年度三重県市場公募債（グリーンボンド）外部評価業務

仕様及び設計書

１　委託業務の目的

　　三重県では、ESG投資に関心の高い新規投資家から投資を呼び込みつつ、温室効果ガスの削減や気候変動への適応のための施策を着実に進めるため、令和３年度に「みえグリーンボンド（仮称）」（三重県市場公募債（グリーンボンド））を発行することとしています。

　　その発行にあたり、フレームワークに係る客観的な評価を取得するため、外部評価機関との委託契約を締結します。

２　委託業務の内容

（１）委託業務名

　　令和３年度三重県市場公募債（グリーンボンド）外部評価業務

（２）委託期間

　　契約締結日から令和３年10月15日（金）

（３）委託業務の内容

　　グリーンボンドの発行に必要な外部評価（グリーンボンドフレームワーク評価）を行うこと

（４）成果品

ア　三重県が作成するグリーンボンドフレームワークに係る外部評価（セカンドオピニオン）１部及び電子ファイル（PDFデータ）

イ　業務の実施結果を記載した「委託業務実績報告書」（提出時期：委託業務完了時）

　　１部

（５）納入場所

三重県総務部財政課

（６）納入期限

令和３年10月15日（金）。ただし、上記（４）アについては、令和３年９月30日（木）。

３　契約上限額

　　253,000円（消費税及び地方消費税を含む）

　　契約上限額は、外部評価に係る総事業費2,530,000円から「適応プロジェクト等のグリーンプロジェクトの活性化に向けたグリーンボンド・グリーンローン等の発行促進体制整備支援事業」による補助金2,277,000 円を控除した金額とする。

４　暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第３条又は第４条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

５　不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

（１）受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア　断固として不当介入を拒否すること。

イ　警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ　「７　担当所属」に報告すること。

エ　業務の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、担当所属と協議を行うこと。

（２）契約締結権者は、受託者が（１）イ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第７条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

６　その他

（１）提案書の作成に必要な費用については、提案者の負担とする。提出のあった提案書等の資料は返却しない。

（２）提出のあった提案書等の資料は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。

（３）契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。

（４）契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。また、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条に罰則があるので留意すること。

（５）次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

　　　ア　提案に参加する資格のない者が提案したとき。

　　　イ　提案者が同一事項の企画提案コンペに対して、二つ以上の提案をしたとき。

　　　ウ　提案者が他人の提案の代理をしたとき。

　　　エ　提案に際して、談合等の不正行為があったとき。

　　　オ　提出書類が、提出期限を超えて提出されたとき。

　　　カ　見積額が委託上限額を超えているとき。

　　　キ　その他、担当所属が予め指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

７　担当所属

〒５１４－８５７０　三重県津市広明町13番地

三重県総務部財政課　谷口・畑

電話：０５９－２２４－２１１９　　ファクシミリ：０５９－２２４－２１２５

E-mail：zaisei@pref.mie.lg.jp